

不特定多数の人が集まる催し（イベント等）における防火管理Q&A

Q1 届出が必要になった経緯は？

A1 平成25年8月に京都府福知山市で開催された花火大会において発生した火災により、多数の死傷者が発生したことを受けて、催しの開催時における露店等の安全確保に関する事項が加わりました。

項目	内 容
露店等開設の届出	祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の不特定多数の人が集まる催し（以下「催し」という。）において、 <u>※対象火気器具等</u> を使用する露店等を開設する場合、所轄の消防署長への届出を義務付ける。
大規模な屋外催しにおける防火管理 （火災発生時に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの）	催しの指定 消防長は、露店等の数が100店舗を超える規模の催しを「指定催し」として指定する。 「指定催し」の防火管理 ① 防火担当者の選任 ② 火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び当該計画に基づく業務の実施 ③ 上記②の計画を所轄の消防署長へ届出（開催日の14日前まで） 罰則 指定催しに係る「火災予防上必要な業務に関する計画」を届出なかった者に対して、30万円以下の罰金を科す。

※対象火気器具等：火を使用する器具又はその使用に際し火災の発生のおそれがある器具

- ①液体燃料（ガソリン・灯油等）：移動式ストーブ（暖房用を除く。）、発電機
- ②固体燃料（炭、練炭等）：火鉢、練炭コンロ、七厘、バーベキューコンロ等
- ③気体燃料（LPガス等）：移動式コンロ等（グリドル）、卓上型コンロ、卓上型グリル、炊飯器等の調理器具等
- ④電気を熱源とする器具（ガードカバー等により赤熱部に直接可燃物が接触しない器具を除く。）
：電気ホットプレート、IH調理器、電子レンジ、電気乾燥機、電気温水器等



《コンロ》



《グリドル》



《ストーブ》



《発電機》

催しの実施に際して、対象火気器具等を使用する場合は、「消火器」の準備が必要となります。

露店等の開設届出について

Q1 露店等とは？

A1 不特定多数の人が集まる催し（イベント）において、対象火気器具等を使用して露店、屋台、その他これらに類するものを開設し、物品、飲食物等を販売又は提供するものをいいます。

※ 露店等に該当しない場合でも、対象火気器具等を使用する場合は、もしもの場合に備えてできるだけ水バケツ、消火器の準備をお願いします。

Q2 同一の催しに際して屋外と屋内それぞれに露店等が出店される場合、どのように届け出ますか。

A2 屋内については、防火対象物としての防火管理の規定があること等から、原則、届出は屋外での催しを対象としていますが、催し全体（屋内・屋外）の概要が分かる資料を提出してください。

なお、催しが屋内のみの場合は「催し物」の届出を出してください。そして、対象火気器具等を使用する場合は消火器の準備をお願いします。

Q3 多数の人が集まる催しとは？

A3 祭礼、縁日、花火大会、展示会等、誰もが参加できる催しをいい、近親者によるバーベキュー等、互いに面識がある者のみが集まる催しは該当しません。

具体的には、〇〇祭り、〇〇行事、〇〇会など催しの名称があるもので不特定多数の人が集まる催し（イベント）が対象となります。

Q4 町内の子供会でお祭りをやります。100人ぐらい集まりますが、顔見知りばかりです。テントを出して焼きそばを作って配りますが、このような場合でも消火器や届出は必要でしょうか？

A4 町内の子供会でのお祭りのように、子ども及び父母等のみの催しの場合は、参加される方が特定されていますので、露店の開設届と消火器の準備は必要ありません。

Q5 幼稚園で保護者が主催して餅つき大会をやります。火を取り扱う器具を使用するのですが届出は必要ですか？

A5 幼稚園の保護者会という組織で開催される催しで、子ども及び父母等のみの催しの場合は、参加される方が特定されていますので、露店の開設届は必要ありません。ただし、子ども及び父母等以外の来場を想定している場合は、露店の開設届と消火器の準備が必要です。

Q6 学区の防災訓練で、マキを焚いて炊き出し訓練を行いますが、届出は必要でしょうか？

A6 学区の防災訓練は、訓練に参加される方が特定されていますので、ここでいう催しには該当しません。また、炊き出し食の配布は、露店等による販売・提供にも該当しないため届出の必要はありません。

Q7 地域の祭りで火を取り扱う器具を使用する露店等が出店する場合は、届出が必要ですか？

A7 地域の祭りで不特定多数の方の来場が見込まれる場合は、露店の開設届と消火器の準備が必要です。ただし、祭りの参加者が明らかに地域の方のみの場合は、露店の開設届は必要ありません。

Q8 スーパーの駐車場に屋台を出して焼き鳥を焼いていますが、届出は必要でしょうか？

A8 催しに伴うものでないため届出は必要ありません。

Q9 イベント会場に面した建物店舗内の軒先で、台上にガスコンロを置いて料理を販売しますが、この様な場合でも届出が必要でしょうか？

A9 建物店舗に付属するもので、露店・屋台等には該当しないため必要ありません。

Q10 地域行事で、花火やとんどの届出を出していましたが、露店を開設する場合には別に届出も必要ですか？

A10 花火の届出やとんどの届出は「火災とまぎらわしい煙」を発するおそれがあるものに該当し、消防署が119番通報に対応するために届出が必要です。

露店の届出は、花火やとんどのイベントで地域以外の不特定多数の人が集まる催しで、対象火気器具を扱う露店等を開設する場合は、露店の開設届と消火器の準備が必要です。

Q11 届出はいつ、誰がするのですか？

A11 複数の露店があり、出店状況を把握できる人がいれば催し物の主催者又は露店商の代表者が露店等を開設する日の3日前までに2部提出してください。

※ 催しを主催する者、総括する者が、防火安全対策の責任者であることを再認識していただく意味からも、個々の露店主がそれぞれ提出するのではなく、主催者の方が届出てください。

Q12 届出用紙とはどのようなものですか？

A12 「露店等開設届出書」といい、開設される店舗数、消火器の設置本数などを記載して提出していただきます。また、これに露店等の開設場所、消火器の設置場所が分かる略図も添付してください。

Q13 届出用紙はどこにおいてあるのですか？

A13 「露店等開設届出書」は、お近くの消防署・分署にあります。

また、パソコンでインターネットをご使用でしたら、市のホームページからも書式をダウンロードできます。

Q14 消防署へ露店等の開設届を提出すれば現地確認に来られるのですか？

A14 現場責任者（防火担当者）を選任し、消防署へ露店等の開設届出書が提出されれば、現地に向いて、火気器具の確認及び防火指導を行うことがあります。

なお、書類で内容を確認し、不備がなく火災予防上問題がなければ、現地に出向しないこともあります。

消火器の準備について

Q1 キャンプ等で使用するバーベキューコンロ等ではなくドラム缶等を加工して炭で調理を行う器具も対象火気器具等に該当しますか？

A1 対象火気器具等とは気体燃料、液体燃料若しくは固体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具をいいます。そのため、質問の内容は固体燃料を使用する器具に当てはまりますので対象火気器具等に該当します。

Q2 消火器はどのようなものが必要ですか？どこで購入すればよいですか？

A2 消火器はエアゾール式簡易消火器具等を除く国家検定を受けたものを準備する必要があります。消火器は防災設備会社やホームセンター等で購入することができます。※消火器には検定マークが貼られています。

Q3 カセットガスコンロも対象火気器具等に該当しますか？

A3 「露店等の開設届出について」のQ1の“露店等”に該当し、これらの器具を使用する場合は、火災の発生及び火災による被害が拡大するおそれがあるため、対象火気器具等に該当します。その他として、石油、プロパンガス、炭等を燃料とするコンロ、フライヤーも該当します。

Q4 イベントエリア内で共同して消火器を準備することはできますか。

A4 消火器は原則として対象火気器具1台に1本準備してください。ただし、屋内に設置してある消火器が有効に使える場合や歩行距離が20m以内に消火器を設置してある場合には共同して消火器を準備することもできます。